



## 第4章 会 議

第4条 本会の会議は定例総会、臨時総会、理事会、班長会とする。

- (1) 総会は毎年4月中に行い、事業報告、事業計画、会計報告及び会計予算等の報告を行い、会員の承認を得る。当会の議長は理事会にて指名する。

## 第5章 会 計

第5条 本会の経費は会費及び寄附金、市助成金、その他の収入を以って当る。本会の会計は毎年4月1日に始まり翌年3月末日を以って終る。

### 附則

- (1) 市からの助成金は総て町会費に繰入れて、役員に対する報酬は1ヶ年次の通りとする。
- |      |          |         |           |
|------|----------|---------|-----------|
| ・町会長 | 金50,000円 | ・会 計    | 金20,000円  |
| ・副会長 | 金 5,000円 | ・会館長    | 金10,000円  |
| ・理 事 | 金 3,000円 | ・衛生自治会長 | 金 5,000円  |
| ・班 長 | 金 2,000円 | ・行政連絡員  | 金200,000円 |
- (2) 会員の死亡に際しては、金5千円とする。
- (3) 役員会の会議開始時間は、午後7時30分とする。但し、緊急の場合はこれに限らない。
- (4) 規定外の件が生じた場合は理事会にて決定、重大なる件に就いては総会及び臨時総会にて決定する。
- (5) 本会の会則改廃に就いては総会にて議決する。
- (6) 町会費は月額150円とする。但し、特別会費を徴収する場合もある。
- (7) 本会会則及び附則は平成26年3月8日より施行する。

以上